

監査基準（抄） 新旧対照表

現 行	改訂案
第一 監査の目的 （略） 第二 一般基準 （略） 第三 実施基準 （略） 第四 報告基準 一～五 （略） 六 継続企業の前提 1 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に記載しなければならない。 2～4 （略） 七～十 （略）	第一 監査の目的 （略） 第二 一般基準 （略） 第三 実施基準 （略） 第四 報告基準 一～五 （略） 六 継続企業の前提 1 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると判断した場合であって、<u>(1)継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとき、又は(2)当該重要な不確実性は認められるが、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときのいずれにおいても、経営者の継続企業の前提に関する評価を検討した上で、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に記載しなければならない。</u> 2～4 （略） 七～十 （略）